

### 第 3 回 武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会

会場：武蔵野公会堂 2 階 第 1、第 2 会議室

日時：平成 22 年 1 月 26 日（火曜日） 19 時～21 時 10 分

#### （事務局）

それでは時間となりましたので、ただ今から第 3 回武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会を始めさせていただきます。

本日は夜分、お忙しいところを、ご出席くださりましてありがとうございます。

私は事務局を担当いたします東京都都市整備局外かく環状道路担当の村瀬と申します。

まず、注意事項を申し上げます。携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りいただきますようお願いいたします。また、会議中は進行の妨げになりますので、私語や拍手などはご遠慮いただきますようお願いいたします。会議中の撮影につきましてもご遠慮ください。なお、取材につきましては、カメラ撮影は、この後の資料確認が終わるまでとさせていただきます。本日の会は議事録を作成するために、録音を行っております。発言の際は挙手をしていただき、司会者からの指名の後に発言をしていただくようお願いいたします。本日の終了時刻は、21 時とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

では、まず前回、10 月 26 日の話し合いの後に 11 月 1 日付けで東京都都市整備局外かく環状道路担当部長に野崎が着任しておりますので、一言ご挨拶をさせていただきます。

#### （野崎）

11 月 1 日付けで都市整備局の外かく環状道路の担当部長に着任いたしました野崎と申します。今日でこの会は 3 回目となりますけども、私が着任後、初めての会ということで、今日は、ご列席の皆様の真摯なご議論をお聴かせいただき、今後の検討に役立てていければと思ひまして参りました。今後とも、どうぞ宜しくお願いいたします。

#### （事務局）

続きまして、本日本配布いたしました資料の確認をさせていただきます。まず、東京都と武蔵野市の方から封筒に入れてございますので、ご覧いただければと思います。順番に本日の次第とそれから右上に資料番号をつけてございますが、資料 1

から資料 7 まででございます。それともう 1 つ、第 1 回の配布資料の資料 6 が、平成 21 年 8 月 19 日というように左上に書いてございますが、こちらもあわせて配布させていただいております。それと、封筒の中には入ってございませんが、今日は古谷さんから資料を事前にいただきましたので、印刷をしまして配らせていただきました。2 種類でございます。カラーでスライドを印刷したものでございます。

(古谷)

お願いしたときにですね、この資料番号をつけていただくということを、今この上に書き込むというような話をしたと思うのですが。

(事務局)

そういうお話をさせていただいたのですが、今日は作業が間に合いませんでした。

(古谷)

それでは今ここでお付けください。

(事務局)

それでは、申し訳ございませんが、資料 8 番と 9 番としたいと思います。どちらを先にした方が宜しいですか？

(古谷)

では、データ地図の方を。

(事務局)

では、1 コマ目に武蔵野市吉祥寺東町南町データ地図と書いてあるものが資料 8 とさせていただきます。それで、もう 1 つ外環の 2 のモデル道路の例という、スライドの方を資料 9 とさせていただきます。お手数ですが、お書き加えいただけますでしょうか。

(濱本)

ちょっといいですか？資料 6 というのが 2 つあるのですが。

(事務局)

資料 6 一枚で用意しているのが今回の資料 6 でございます。それで、ホチキスで

閉じてある方で左側に平成 21 年 8 月 19 日と書いてございまして、右側に資料 6 とあります方が、前々回お配りさせていただきました。本日また改めまして必要になるかと思ひまして、ご用意させていただきました。紛らわしくて申し訳ございません。不足している場合にはお近くの担当にお知らせいただきたいと思います。宜しいでしょうか？それではカメラ撮影につきましては、ここで終了とさせていただきます。

続きまして、本日の話し合いの進め方についてご説明させていただきます。お手元の次第をご覧ください。まず、次第の 2 でございまして、司会者につきまして、事務局からご報告させていただきます。その後、次第の 3 で、前回の議事内容の確認と前回頂いたご意見やご要望について、説明させていただきます。その後、次第の 4 では都市計画道路の概要や地上部街路の経緯などについて、5 では地域の現状、課題の整理について、ご説明していく予定でございます。

それでは次第に入りまして、まず次第の 2、司会者についてご報告をさせていただきます。これまで、司会者をお願いしていた井上さんにおかれましては、昨年 12 月に武蔵野市の副市長に就任されました。その為、公務が多忙になるという事もございまして、今回から新しい司会者をお願いすることといたしました。司会者の選任にあたりましては、今までと同様に、地域の状況を熟知されまして、公正・中立な立場で進行を行っていただけの方をお願いしております。

今回、会場にもお見えになっておられますが、元武蔵野市の部長で、市政に長く携わられて、地域の状況を熟知されるとともに、在職中には外環も担当されたことがございます渡邊幹夫さんでございます。新たな司会者の選任にあたりましては、構成員の有志の方からのご要望をいただきまして、より円滑な進行を確保する観点で、司会者に加えて副司会者も設けていきたいと考えております。

ただ、本日につきましては、調整が整わなかったということで、副司会者は出席しておりません。副司会者の役割といたしましては、司会者であります渡邊さんの進行を補助するとともに、適宜、助言を行うことができるものとしております。また、渡邊さんが出席できなくなった場合につきましても、渡邊さんに代わりまして会の進行をお願いすることもあるというふうに考えてございます。以上、司会者につきましてご報告させていただきましたが、ここまでで、何かご発言等がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。では、糸井さん。

(糸井)

副司会者は、いつどういう形で決められるのでしょうか？

(事務局)

今回の開催にあたりまして、一度、「NPO法人の市民まちづくり会議むさしの」

に、20年度に地域PIでファシリテーターを務めていただいた方をお願いしていましたが、依頼したご本人から辞退をするということを伺いまして、引き続き、NPO法人ともまた相談をさせていただいて、調整をさせていただきたいと思えます。いつというのはこれから調整していきます。

(糸井)

調整ができないと、今日はもちろんの事、その次も居ない可能性があるってことですね。

たとえば、私が推薦してもいいですか？その人がOKをしたらいいですか？

皆さんのところで決められないのであれば、私もいろいろと知っているの、ご紹介してもいいと思っているのですが。

(事務局)

司会者につきましては、どうしても駄目だという事ではなくて、また相談させていただくということで、継続して調整させていただきます。

(糸井)

どちらにしても、早く決めていただかないと。

(事務局)

はい、そういうふうに努めさせていただきます。

(古谷)

次回というのが、決まらないからズルズルと、これで5月くらいになってしまつたら、いったいこの会は何のためにやっているかわからない事になってしまいます。この前の会をやって、今回の会もこんなに遅くなってしまつて、一年間に私たちにしゃべらせてくれるのだろうかという疑問をもっているの、その点、宜しくお願いいたします。

(事務局)

早く調整するようにいたします。

(古谷)

少なくとも3月中にはやってほしいと思えます。

(事務局)

日程は、調整させていただきたいと思います。

(古谷)

それでも要望はちゃんと聞いて下さい

(事務局)

わかりました。

それでは他にいらっしゃいますか？それでは、申し訳ありません、副司会者は調整を継続してまいります。それでは、ここからの進行につきましては、渡邊さんをお願いしたいと思います。では、宜しく願いいたします。

(司会)

皆さん、こんばんは。今紹介いただきました渡邊でございます。要領、要項にございますように、公平、中立で司会を進行させていただきたいと思います。私は昭和45年に入庁いたしまして、外環の動きが大きかったときと同じ、時を同じにしておりますし、過去に建設畑が長かったものですから、計画畑はだいたい10年くらいしか在籍しておりませんが、当時、濱本さんのグループの方と車に乗って外環の経路をぐるぐる日曜日一日かけてまわった経験もございます。それから、国会図書館へ行って、当時の大臣の発言を調べたりしてまいりました。ただ、なかなか外環だけをやっているのではなくて、吉祥寺駅前の開発ですとか、そういうものに多く関わってましたものですから、皆さんの方が外環については長い間、研究も勉強もしていると思いますので、その辺につきましてはご容赦いただきながら、私の方は会を公平、中立に進行するという事に専念いたしますので、どうぞ、宜しく願いいたします。

それでは、会を進めたいと思います。引き続き次第に沿って進めてまいりたいと思いますが、次第の3、前回の議事録の確認などについて事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは資料の1から4までを用いまして、前回の議事録の確認と前回の内容の確認をさせていただきたいと思います。まず資料の1でございますけども、こちらの議事録につきましては、事前に皆さんに送付して内容の確認をさせていただいたものでございます。訂正事項につきましてはご指示のとおり、訂正しております。

次に、資料2の議事要旨を用いまして、前回の話し合いの事項の確認をさせていただきます。前回は、昨年10月26日に武蔵野市商工会館で開催いたしました。

主なご意見としましては、議事録と議事要旨に関する事、話し合いの会の周知に関する事、地域住民の意見を聴く会に関する事、運営に関する事などがございました。続きまして、資料3でございますが、こちらは前回までの話し合いでの確認に基づきまして、コミュニティ協議会委員長の代理出席者は副委員長等ということで修正した上で、今回、運営要領については、案を取った形で配らせていただきました。

次に前回の話し合いの会で持ち帰って検討しました事項につきましてご説明させていただきます。まず、こちらは資料がございませんが、話し合いの会の周知に関する事でございます。開催の周知につきましては、これまでと同様に東京都と武蔵野市のホームページに掲載をいたしました。それとあわせて、三つのコミュニティセンターにもご協力いただきまして、開催案内のチラシを窓口等で置かせていただくような形をとらせていただきました。それから、もう一つは今回は日程調整の都合で間に合いませんでしたが、市報への掲載を次回以降、開催案内を掲載していただけるように、武蔵野市とも相談して周知を行ってまいりたいと考えております。続きまして、資料4でございますが、こちらは話し合いの会と地域住民の意見を聴く会について整理したものでございます。地域住民の意見を聴く会は、構成員以外の地域住民の意見を聴くため、話し合いの会とは別に開催します。地域住民の意見を聴く会は、話し合いの会のとりまとめの時期に開催いたします。話し合いの会で頂いた意見は、会としてとりまとめを行い、地上部街路の検討に反映してまいります。これとは別に、地域住民の意見を聴く会で頂いたご意見につきましても、地上部街路の検討に反映してまいります。以上で、前回議事録の確認などについて説明を終わります。

(司会)

はい、ありがとうございました。今、説明がございました、議事録の確認から話し合いの会と地域住民の意見を聴く会の関係についてまでの間でご意見がある方は発言をお願いいたします。西村さん。

(西村)

先ほど、村瀬さんから話のあった、話し合いの会の開催についての周知の点ですが、第2回の会議のときに、この点については、もっと周知を徹底してほしいということ要望しました。その中には地元配布することも含めてとあったのですが、各コミセンに何部置かれたのでしょうか？

(司会)

まとめて、回答して宜しいですか？

(西村)

それでは、私は南町コミセンに30部と聞いたのですが、30部で地元で周知とはあまりにも少ないと思います。今回ここで言っても間に合いませんので、文句を言ってもしょうがない事ですが、なぜそういうことになったのか、というご返事をいただきたいと思います。予算がないのか、他に何がないのか。市報に間に合わなかったのはしょうがないと思いますが、地元の人たちが自発的にホームページを見て、この日程を周知するということは、むしろまれなことだと思うのです。ですので、この周知徹底ということについては、今回のことをご説明いただきたいですし、今後はこのようなことがないようにしていただきたいと思います。とりあえず、一つにしておきます。

(司会)

周知徹底について、ちゃんとしてないのではないかという発言ですが、これについて回答をお願いします。

(事務局)

各戸に配布するという事につきましては、前回もお話をさせていただきましたが、まず、費用の点から、難しいということで、費用がかかる点が一番の大きな問題となっております。それから各コミセンにつきましては、南町で30枚というようにございましたけども、本宿コミセン、東町コミセンにつきましても同じ枚数を用意させていただきました。

(司会)

他にご意見のある方は？では西村委員。

(西村)

この前の時も費用の関係とかもありますので、武蔵野市と相談をしてとおっしゃってますが、どれだけ費用がかかるのでしょうか？本気でお考えになるのであれば、コミセンに30部ということはないと思うのです。私たちに言っただければ何千枚でも配ります。だから、この話し合いの会を何のためにやっているのかということから考えて、これははっきり反省していただきたいし、今後は改めていただきたいと思います。もう一度ご説明をお願いいたします。

(司会)

すみません、それでは、今の質問に関してご回答をお願いいたします。

(事務局)

どうしてこういう形になったかと言いますと、費用の点、いくらくらいかかるのかというお話もあったかと思いますが、数十万単位でかかります。また、配布というのは、各戸に配布することになりますと、一万数千部必要になりますので、それに対する人件費などもございますので。

(古谷)

コミセンに渡しているのですよね？

(司会)

大変、申し訳ございませんが、手を挙げてお願いします。

(事務局)

各戸に配布するということは、コミセンではなくて、委託した方によりましてそれぞれのご家庭に配布していますので、それは作業に要する費用と印刷をする費用で、だいたい数十万円単位ということがかかります。

(西村)

一万数千枚とおっしゃいますが、計画線の上、及びその両脇に配布をしたこともありますし、それだったら、数千だと思います。

(事務局)

今、一万数千と申しましたのは、募集案内を配ったときに、吉祥寺通りの東側の区域で、配ったときの枚数を申し上げました。

(司会)

はい、では古谷委員。

(古谷)

他の事もいっぱいありますが、今のことで宜しいですか。つまり、そのやるとすれば一万何千部、その中間のところで作る気があれば、それより少ない数でやるではないですか。というところです。予算範囲内でといっても、突然、何十万かかるということは、やる気がないからではないですか？

(司会)

やる気がないのではないかという意見ですが、どうでしょうか？



(古谷)

例えば 500 枚をコミセンに渡してもいいし、30枚というのは、たったコピーの30枚・・・

(事務局)

30枚ということにつきましては、チラシの枚数につきましては、今後多くすることは可能でございますし、足りなくなれば増刷してまたご用意してお持ちしたいと思っております。

(司会)

すみません、同じ関連ですので、先に手を挙げていた委員の濱本さんの方からお願いいたします。

(濱本)

今のチラシ件ですが、予算の問題とかいうけども、30枚というのはおかしいです。ともかく、それで一万枚くらいコピーしてもそんな金額はかかることもないですし、今、西村さんが言ったようにコミセンが配るといっても言っているのだから、一万枚くらい印刷したってどうってことないのでは。そんな事で時間をかけるのは、もったいないから、その辺ははっきりと課長、答弁していただけますか？

(司会)

では、答弁をお願いいたします。

(土屋)

コミセンへ今回、置いていただいて、皆さんに持っていただくというのは初めて行いました。そういう意味で、30部というのがあまりにも少ないというご指摘だったと思います。これにつきましては、皆さんにできるだけ周知をはかっていくというのが趣旨でございますので、その趣旨に基づきまして、部数等についても増やす方向で、今後、対応していきたいと思っております。以上です。

(司会)

では、糸井委員、宜しくお願いします。

(糸井)

今の問題も、それから今後もこういう問題が出てくると思うのですが、こういう

のは、ここで議論すれば、すぐ決まってしまう問題ですから、つまり、目的や目標に対して、どのくらいが必要かと、数あるいは場あるいは時間というようなこと、だから、こういう所で決めれば、コミセンでただでできます。あるいは印刷もただでできますというようなことがあるので、この場にその意見を出してくれば、お金がどうか、時間がないとか、そういうのは解決できる部分もありますので、是非、そういうような問題は、全部ここで議論するような形にしていただけませんか？もっと大事な議論をする時間も欲しいですから。こんなことで時間使ってもしょうがないでしょう。

(司会)

関連でいいですか？では、まとめて、西村委員。

(西村)

私がコミセンでも配れると言ったのは、どうしても仕方が無い時の話で、やはり、基本的にはちゃんとした数を主催者の責任で配っていただくのが、本当だと思います。このところがきちっと記録されていないと困りますので、申し上げておきます。いよいよ、困った時には、たとえばある程度時間があれば、コミセンで勝手にコピーして配ることもできるんですけど、それは正道ではありません。この会の趣旨から言って、広く一万枚とか、必要だったら相談させてください。それで、ちゃんとやってください。

(司会)

それでは、関連の質問で井部委員。コミセンの関係でどうぞ。

(井部)

今、ここで3人でもって少し話したのですが、今の西村さんのご提案のように、枚数、たとえば一万枚でしたら、3つのコミセンでもってほしい1週間で配れます、無料で。それから印刷も実際コミセンにも印刷機ありますので、原稿を渡していただければ、その程度の印刷でしたらコミセンの運営費でもって。なにしろ地元の問題ですから。ご協力というより、会と一緒に構成しているわけですから、コミセンの方でもできますので、一つ、これについては。ただ、三日前に一万枚配ってくれとできませんが、少なくとも2週間前にそういう話がきて、印刷できればやりますので、この話はここでもって、終わりにしていただければと思います。

(司会)

ありがとうございます。糸井委員からもすぐ決めてやっていけばいいではないか

と、目的、目標があればいいと。それから、コミセンでも十分協力できますという、ご意見でしたので、これにつきましては、少し別の場所で事務局同士でお話いただければと思います。本題の議論をする時間をもっと取りたいという糸井委員からの質問もございますので、次に進めたいと思いますが。

(濱本)

私はそのことで、質問するわけではないのですが、議事要旨について苦言を申し上げたいと思います。この間の会議で、司会のほうからペンディングということで、土屋さんの答弁がありまして、持ち帰りになるといった話がありましたね。それは、主な意見として、話し合いの会と地域住民の意見をこの会合のことですが、そういう趣旨はご意見としては出ましたが、確認事項とか問題点とかでなぜ記帳しないのか。こういうことを議事録にのせないというのはどういうことなのですか？これは一番大事なところではないのですか？こんな確認事項とか発言されたことよりも、ペンディングになったことをいつ出すのかとか、どういう内容がペンディングになったのか、そういうのが議事要旨の本当の本題なのではないのですか？そういうことができない議事要旨はいらないと思います。考え方がおかしいと思うので、これからも議事要旨の発行について、いろいろ出てくると思うけども、こういうことで議事要旨の趣旨にはなっていないと思うので、もう一度その考え方をきちっと説明していただいて、作り直して欲しいと。私が質問したことだから。全然入っていないではないですか。確かに資料の4番として出てはきてますが、それは提案として出てはいますけども、これはこれから議論していくと思いますが。その前にこういう趣旨がこういう意見で、こういう問題があって、次回に報告しますといったことを答弁されているのですから、そういうことをなぜこの議事要旨に書かないのですか。これが大事です。インターネットでも出されると思うのですが、ほとんどあなた方の記録というのは、議事要旨しか残らないのです。しかも、議事録も確かにありますけども、ほとんど利用することはないのです。だから、議事要旨に明確なことが書いていないと、何を議事したのか、この辺がちょっとおかしい、そうは思いませんか？そういうやり方なら、こういった会合をやっても意味がないと思いますよ、はっきり言って。非常に憤慨しています。

(司会)

この件について、ご説明をお願いします。

(土屋)

資料2の方の議事要旨の件だと思いますが、この中の4番のところで主なご意見と確認された事項として分かれて記述しております。それで、この主な意見の中で、今、濱本さんが言われた記述については、上から三つ目のところで話し合いの会と地域住民の意見を聴く会の関係について示してほしい、ということで記述しております。発言の内容をそのままということでは、どうしても誌面の都合上、制約があるものですから、こういう形で、我々としましては、主だった部分について、事務局としてまとめて記述をさせていただこうと、日ごろから心がけておりますので、宜しくお願ひしたいと考えております。

(司会)

では、濱本委員。

(濱本)

議事録が23ページと25ページなんですけども、25ページに土屋さんが答弁して検討させていただきたいということで書いてあるんですね。だから、これはこれでいいのですが、そういう議事要旨できちっとそういう質問があったことで、その問題点を確認されたなかに、なぜ載せられないのか、ということなんですけども。意見はあった、けども、問題を確認した事項には、持ち帰って検討しますといったそのことを、なぜ書けないのですか？それが一番大事なところではないのですか？そうではないですか？

(司会)

東京都の方をお願いします。

(土屋)

ここで確認された事項というのは、この会の中で、とりきめと言いますか、その中で決めたことがらだけを、記述をしているということでございますので。

(濱本)

そんなことはないでしょう。問題点を書かないのはおかしい

(土屋)

このまとめ方としては、そのようにしているという事だと思います。それで、当然、そのやり取りの中で、次回、ご報告なりをするということで、お話をしておりますので、それに関わるものについては別途の資料という形でまとめた形のもの、ご報告なりをさせていただくと、というような形を取らせていただいて

おります。

(司会)

濱本委員。

(濱本)

なぜ、議事要旨にそれを書けないのですか？資料は出てきてますけど、だけでもその時の10月26日に行われたことについての問題点が残ったのならば、ペンディングならペンディングという項目を作ると、なぜ、それが出せないのですか？そんなことはありえないでしょう？もしその次に資料の出所が全然わからなくなってしまうのではないですか。だから司会の井上さんは何回も確認していたでしょう？検討はどうするのですか、と。そういうことは大事ではないのですか？と。皆さんはどう思いますか？私の考え方が間違っているのなら、消しますけど。

(司会)

関連でございますか？はい、小林委員、どうぞ。

(小林)

できるだけ、早く本論を。もう30分過ぎていきますので、進めていただきたいのと、先ほどの意見にたいしては、今後、議事の主なご意見、確認された事項、その場で検討、今後検討すべきとされた事項と、項目を入れればいいじゃないですか。入れると言って、もう先に進みましょう。そう言って下さい。このような行ったり来たりしないで、お願いします。

(司会)

本来の話し合いの会としての話し合いをもっとしたいと、皆さんも思っておられると思いますし、傍聴の方もそれを聞きに来ていると、私も感じとれます。司会者としては意見を言う立場ではありませんが、これについては少し整理していただければと思いますが、いかがでしょうか？

(濱本)

ちょっと整理を。私もそんなに長くは言いたくはないのですが、このことは、一番大事な事ですので、まずは訂正していただきたいと、それが基本。それからその次は、どういうふうにするかは、司会者におまかせしますから、やるって事を決定していただければ、それでもう終わりです。そうしていただきたい。

( 司会 )

要旨の件について。

( 土屋 )

小林さんからもお話がありましたように、このまとめ方のなかに、次回以降、お話をさせて、ご報告なりをしていく項目も含めて、記述を整理をするということで対応していきたいと思います。

( 濱本 )

今回はどうするんです？

( 土屋 )

したがって、今回の資料については、次回ということになりますが、追加訂正した形で、再度、ご報告をするといったことをさせていただければと思います。

( 河田 )

この議事要旨をですね。差し替えるということ。

( 司会 )

すみません、バラバラに言わないで下さい、議事録に残ってしまいますので、すみませんが。今のお話でございますけども、次回、きちとした訂正をかけるといった事で宜しいですか？

( 濱本 )

それで結構なんですけど、議事要旨を今回のこのことはインターネットにでませんね？決まるまでは。これを出されてからではおかしくなりますから。そこを再度申し上げたいです。時間がずれてしまうといけないと、言っているのです。

( 司会 )

その辺、どうでしょうか？

( 事務局 )

今回お配りした資料につきまして、1番から5番までにつきましては、事前にホームページの方に掲載しておりますので、資料についても事前の掲載を行っております。したがって、修正するなら修正するといった形で明示したいと考えてお

ります。

(司会)

それで、宜しいですか？では、古谷委員。

(古谷)

この要旨についてさらに提出資料のリストが必要なんです。で、その中に私がこの前出した質問、あれも番号をつけて入れていただきたいのです。私も日本学術振興会だとか、科学技術庁の会議に出ても必ず提出資料のリストは付いています。

(司会)

今、古谷委員の方から、提出リストをつけるべきとのご意見ですが、これについて、回答をお願いいたします。

(事務局)

次回といたしますか、訂正する際には提出資料という形で記載するようにいたします。それもあわせて訂正という形で。

(司会)

古谷委員、宜しいですかそれで？

(古谷)

はい。

(司会)

では、はい、同じような、関連ですか？では河田委員、どうぞ。

(河田)

個々のテーマをここで議論するつもりはないのですが、いずれにしても、この議事要旨は、これを作ってこういうパブリシティといいますか、公開する前に、やはり、各委員に合意、同意を得られるようにしたら、宜しいのではないのでしょうか？私もこれを読んでいまして、私自身が前回参加している議論の表現としては、全体的を得ていない書き方になっていると、非常に憤慨しているのですが、私だけではなくて、皆さんもそうかもしれませぬ。一行、二行に要約するということがいかに難しいかということが、お分かりだと思っておりますので、それであるなら、

これはやはり、天下り式に書いてくるのではなくて、こういう議事要旨を作りたいと思います、皆さんが作った議事録をこういうふうに要約したいと思います。これで意を尽くされていますか、ということ、やはり事前に各委員に照会されて、異論がないものをお出しになった方が宜しいのでは、と提案させていただきます。

(司会)

今、河田委員が提案という形で議事録同様、事前にきちっとした要約をする、これで良いかどうかの確認を各委員にして欲しいという、要望でございますがいかがでしょうか？

(事務局)

そういうことで、ご意見をいただいたので、検討させていただきたいと思います。

(司会)

河田委員、これは持ち帰って検討ということで、宜しいですか？では、河田委員。

(河田)

やり取りの時間を費やしたくないのです。わかりました、承知しましたと言えば終わりなんです。そういう事です。

(司会)

はい、では同じ質問の事ということで、濱本委員、宜しくお願いします。

(濱本)

議事要旨と議事録は、ここで承認されてからでないインターネットに掲載できないのでは？なぜこんなことやるのですか？そのところもう一回検討ではなくて、今日、決めてください。もうそれは駄目だと思います。

(事務局)

今日、お配りした議事録については本日確認し、後に掲載するとしておりますが、議事資料につきましては、事前の確認なく、今回の資料を配る資料ということで、配布しております。

(濱本)

議事要旨は



(事務局)

今日、こういうご意見をいただきましたので、議事録とあわせて確認をしていただくかどうかと、方法を検討してまいりたいと思います。

(濱本)

ここで決めましょうよ。

(司会)

すみません、なかなか、入り口の議論だけで時間がどんどん経っていているのですけども。

(事務局)

議事録とあわせて確認いただくようにしたいと思います。宜しく願いいたします。

(司会)

関連ですか？では糸井委員。

(糸井)

僕が早く進めて欲しいというのは、今のように帰って考えますとか、そういうことではなくて、今言ったことはほとんど当然のことですから、すぐ即答してもらような形で進めてもらった方がいいですといった意味で、さっき、本質的な議論があるからと、言ったわけで、今のような考えるとか、次回とか、そういうことではないので、もう少し体制を組んでくれませんか？

(司会)

関連で、小林委員、宜しくお願いします。

(小林)

少し私違うのかもしれませんが、事務局が大変だなと思うのは、議事要旨は議事録とは違って、それぞれいろいろ各委員が言った内容について、それぞれが違う、同じ内容の中でも生じるわけですけども。そういう事が生じた場合は、どんどん調整するわけですね。議事録でしたら、そのままの内容ですから問題はないと思いますが、いろいろ出てきた意見を調整していくわけですよ。事務局はそういう覚悟をしますよ、ということになるわけです。もう少し言うと、私は議事録といったきっ

ちりとしたものが、前回か前々会だったか、作成するという事にしたからには、議事要旨くらいは、事務局の責任でもってやるべきものなのかなと、思っていたのですが、そうではないという訳でいいのですね。確認の意味で発言させていただきました。

(司会)

小林委員から、第2回の会の中でも議事要旨では、なかなか真意が伝わらないと、言うのが、各委員さんから出されていて、では、議事録も当然つけるべきだと、一体でやりなさいというような意見があったと思うのですが、それについて、今回、東京都さんの考え方では、いろんな今日いただいた意見のなかで、議事録も確認する、議事要旨も確認するといったことで宜しいですか？今、小林委員はそれは大変だろうと、いう話もあるのですが、それは先ほどの回答ですと、やりますといったことでしたが、それで宜しいのでしょうか？東京都さん、どうぞ。

(土屋)

前回のところで、要旨と議事録と、おのおの出ることは避けましょうと、基本的には一緒に出ていく、という形で、確認させていただきました。それで、今日、議事要旨の書き方等につきましては、いろいろ意見をいただきました。それで、いずれにしても、一回試行錯誤ではないですが、一回やってみることが必要なと私は思っております。そこで、どういう形で議事要旨がまとまってくるのか、捉え方は多分、小林構成員が、言われるように個々、皆さん、若干異なってくるということになりますから、事務局としてはそれをある意味では、そのままホッチキスすると、トータルでまとめていかざるを得ないかと思いますが、いずれにしても、どんな形になるのかは、まずやってみないとわからないといったところですので、事務局の方も議事録と要旨について、一緒に事前にご覧いただくという形をとりたいとお話をさせていただいたというところがございます。

(司会)

各委員さん、東京都の回答がそういうことでございますけども、それで宜しいですか？はい、違う意見ですか？では、大島委員、どうぞ。

(大島)

具体的な質問なんです。今、議事録ですと、我々に郵送されてきて、自分の意見のところをチェックしておりますが、今問題になっている議事要旨についてはですね、この議事要旨の一枚ものの原稿が送られてきて、それに皆さんの意見があった

ら、言って下さいという、ことだと思っております。その場合に各人からそれぞれ十何通りかの意見が出たようなときに、どうやって調整されるのですか？誰かお答えいただきたいのですが。

(土屋)

基本的には、そのままの表現をすることになるかと思っております。

(大島)

わかりました。

(司会)

大島さん、最後ちょっと聞こえなかったのですが。

(大島)

全部、列記するのですか？と言ったのです。

(司会)

そういうことで宜しいですか？そういうことでやるといった回答ですけども、委員の皆さん、宜しいですか？他にご意見ございますか？なければ、少し先に進めたいと思うのですが、一応、今やったことはきちっと整理したうえで、やりたいということですので、それで宜しければ先に進めさせていただきたいと思っております。それでは続いては、次第の4に移っていきたくと思っております。東京都都市計画道路の概況と地上部街路の概要、経緯について、東京都から説明をお願いします。

(香月)

それでは、次第4につきまして、東京都の構成員から、ご説明いたします。失礼ながら、着席させていただきまして、説明を始めたいと思っております。資料につきましては、先ほど資料がダブっているという話だったのですが、第1回の話し合いの会で配布しました、資料6を説明いたします。左のところに平成21年8月19日というような日付が入っているものでございます。宜しいでしょうか。まず、この資料6の構成でございますが、1ページから4ページまでが、東京の都市計画道路の概要の資料となっております、5ページ以降が、地上部街路の概要、経緯の資料となっております。

それでは、東京の都市計画道路の概要について、ご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。まず、都市計画道路の主な機能について、ご説明いたします。都市計画道路は、都市を形成する最も基本的な都市基盤でございます。交通、環境、

防災などさまざまな機能があり、これらの機能を十分発揮し、良好な都市形成に寄与するよう計画しております。中段の表に示してございますが、都市計画道路の主な機能は、交通、都市環境、都市防災、市街地形成の4つに区分されております。交通機能には、人や物質の移動の通行空間としての機能や、沿道への出入、自動車の駐停車、貨物の積み降ろし等の沿道サービスの機能があります。都市環境機能には、景観、日照等の環境保全のための機能があります。都市防災機能には、災害発生時の避難通路や救護活動のための通路としての機能や、火災等の拡大を遅延、防止するための機能があります。市街地形成機能には、都市の骨格を形成し、その発展方向や土地利用の方向を規定すること、一定規模の宅地を区画する街区を形成すること、日常生活のコミュニティ空間としての機能があります。この下のポンチ絵は、これら4つの都市計画道路の機能をイメージしたものをあらわしております。続きまして2ページの方をご覧ください。都市計画道路の分類と、それらの配置の考え方について、ご説明いたします。上段の表に示すように、都市計画道路の道路種別の分類は、その機能から、自動車専用道路、幹線街路、区画街路と、大きく3つに分けられ、さらに幹線街路は、主要幹線街路、都市幹線街路、補助幹線街路に区分されます。下段に記載してあります模式図は、都市計画道路の配置についての説明でございます。道路網の構成は、この図のように、道路機能に応じて段階的な順序で連結されることにより、都市幹線街路等の通行機能が高まりまして、道路のネットワーク全体の交通機能が向上するとともに、日常生活交通やアクセス機能が重視される補助幹線街路や区画街路では、通過交通の排除や、良好な居住環境の保全が可能となります。

続きまして、3ページをご覧ください。東京都における都市計画道路の概要について、ご説明いたします。区部の都市計画道路は、下段の図に記すように、都市の骨格を形成する幹線街路の放射線及び環状線と、それを補完する補助線街路などが計画決定されております。戦前の震災復興計画などを経まして、昭和21年に現在の都市計画道路網の当初計画が決定されました。その後、社会情勢の変化等により、昭和25年、昭和39年、昭和41年、そして昭和56年に再検討が行われました。現在、放射線は36路線、延長が約363km、環状線は12路線、延長約254km、補助線街路は329路線、延長が約977kmが計画決定されております。多摩地域における都市計画道路は、昭和5年の八王子都市計画区域における計画決定以来、各都市計画区域ごとに計画決定されておりましたが、昭和36年、37年に多摩地域全体を見据えた都市計画道路網の見直しを行いました。

下段の図に示すように、東西、南北方向の主要な幹線道路が、多摩地域全体の統一的な幹線網を構成するとともに、各都市計画区域に応じて、地域サービスを主体とした幹線街路及び区画街路が決定されております。現在、多摩地域におきましては、自動車専用道路を除く都市計画道路は649路線、延長が約1,428kmについて、計画

決定されています。

それでは次に、4 ページをご覧ください。自動車専用道路である都市高速道路について、ご説明いたします。戦後、自動車交通の混雑緩和や一般街路からの通過交通の排除等を図るため、一般街路とは分離した平面交差のない自動車専用道路が必要となったことから、昭和 34 年に 8 路線 2 分岐線、延長約 71 k m の都市高速道路を都市計画決定いたしました。その後、新路線の追加、既定路線の延伸などを経て、現在、このページに示す図のように、19 路線 3 分岐線、延長約 226 k m が都市計画決定をされております。

それでは次に、5 ページに移らせていただきます。ここからは地上部街路の概要、経緯について、ご説明いたします。地上部街路の都市計画の概要でございますが、この街路の名称は、東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の 2 となります。区間については、左の平面図の青色の線で示しますように、東八通りから目白通りの間で、その延長は、約 9 k m となります。構造につきましては、右の図の断面図で示すとおり地表式となっております。標準幅員は 40 m となっております。なお、車線の数については、現在、規定はされてございません。

それでは 6 ページをご覧ください。ここからは地上部街路に関する経緯につきまして、ご説明いたします。6 ページをご覧ください。昭和 41 年の都市計画決定から現在に至るまで、順を追ってご説明いたします。昭和 41 年 7 月に外環本線、地上部街路である外環の 2 そして附属街路の都市計画が決定されました。地上部街路は、左の平面図の青色の東八道路から、補助 230 号線までの区間を、高速道路の外環とともに、都内の都市計画道路ネットワークの一部として、外環ルート上に都市計画決定されました。当時、都市構造の都心集中形態を排除することを基本構想とした、環状 6 号線外側の都市計画街路網の再検討を実施し、外環の 2 を含め、幹線街路の変更について 85 路線、追加について 92 路線が行なわれました。外環の 2 は下に示す断面図のとおり、高架であった高速道路を収容する空間としての機能を兼ねるとともに、自動車交通の処理、防災性の向上、環境の確保、ライフラインの収容など多様な機能を発揮すると共に、地域のまちづくりに寄与することを目的としています。次に、附属街路でございますが、附属街路とは、高架の高速道路により出入りのできなくなる宅地の出入りを確保するため、計画された道路でございます。その位置につきましては、左の平面図の下の方にオレンジ色で示していますが、東名高速から東八道路までの区間、図の上の方に示していますが、同じくオレンジ色で示しておりますが、補助 230 号線から埼玉県境までの区間を附属街路と申しております。

次に 7 ページに進みます。引き続き経緯についてご説明いたします。昭和 61 年 1 月に、地上部街路の一部区間について廃止いたしました。外環の関越道から埼玉県境までの区間について、下の図に示すように、構造形式を従前的高架方式から掘割

式に変更し、車線数を6車線とするとともに、両側に環境施設帯を設置するため、幅員を23mから64mに拡幅する都市計画変更を行いました。一方、同時に、地上部街路においては、前ページの図で示しましたが、目白通りから補助230号線の区間、附属街路につきましては、補助230号線から埼玉県境までの区間については、都市計画を廃止いたしました。また、両側に設置した環境施設帯の中には、植樹帯のほかに、地域サービス道路、自転車道、歩行者道を設置することといたしました。昭和61年の経緯でございます。

8ページに進みます。8ページをご覧ください。平成13年4月に、東京外かく環状道路について、計画のたたき台を公表いたしました。下に示すように、外環本線の構造について、高架方式だった自動車専用道路と、幹線道路の広域機能を集約しまして、全線地下構造の自動車専用道路とするイメージを提示いたしました。また、外環本線を地下構造とした場合の地上部の利用について、検討するためのメニューとして、まず一つ目として、公園や歩行空間を整備する場合、二つ目として、バス路線など公共交通を整備する場合、三つ目として、幹線道路を整備する場合、四番目といたしまして、住宅・地域コミュニティを維持する場合の4つを示しております。

続きまして、9ページに進みます。平成15年3月に「東京外かく環状道路に関する方針」を公表いたしました。ここでは、高速道路の外環について、大深度地下を活用していくこと等を公表しております。平成17年1月には、外環の地上部街路について基本的な考え方を公表しました。ここでは、高速道路の外環を地下化した場合の地上部の取り扱いについて3つの考え方を提示し、地域の意見を聴きながら具体的な検討を進めることを公表いたしました。その考え方といたしましては、現在の都市計画の区域を活用して道路と緑地を整備する。二つ目として、都市計画の区域を縮小して車道と歩道を整備する。三つ目としまして、代替機能を確保して都市計画を廃止する。の3つといたしております。平成17年9月には、東京外かく環状道路についての考え方、計画の具体化に向けてを公表いたしました。平成13年の「計画のたたき台」の公表以降、PI外環沿線協議会など様々な場を活用して、幅広く意見をききながら、行ってきた検討を踏まえまして、外環本線は、既定の都市計画の位置を基本として、極力、大深度地下を活用し、既存の高速道路とはジャンクションで接続し、インターチェンジを3カ所設置する案をもとに、計画を具体化していくことを公表いたしました。平成18年11月には、沿線区市の要望に対して、外環の地上部街路について、必要性の検証を行う旨の回答をいたしました。平成19年4月に高速道路の外環を高架方式から地下方式に都市計画変更をいたしました。これは外環の東名高速から関越道の区間について、沿道環境を保全し、移転等の影響を極力少なくするため、構造等を嵩上式から地下式に都市計画を変更しました。同時に、先ほどの6ページの平面図の下の方に示していますが、沿道の

地先利用を考慮して計画されていましたが東名高速から東八道路区間の附属街路につきましては、外環の地下化に伴い、その機能が不要となることから廃止をいたしております。一方、地上部街路の外環の2につきましては、住民の皆様の意見を聴きながら検討を進め、取扱をとりまとめていくこととしており、この時点では、地上部街路である外環の2については都市計画の変更はいたしておりません。

最後になりますが、10ページをご覧ください。平成20年3月に、外環の地上部の街路について、検討の進め方を公表いたしました。これは、外環の地上部街路について、検討のプロセスや検討の視点を明らかにするためパンフレットを、公表しております。このパンフレットでは、環境、防災、交通、暮らしの4つの視点で、この道路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進め、都市計画に関する都の方針をとりまとめていくことを公表しております。次に、平成21年4月に、「対応の方針」公表しました。対応の方針では、地上部街路の検討に関しては、地上部街路に関する話し合いの場を新たに設け、話し合いを行うこと。地域課題検討会でのご意見は、今後の地上部街路の検討に活かしていくこと。話し合いについての準備を進め、早期に地元の皆様との話し合いの実現に努めていくことを表明しております。

そして、平成21年8月19日金曜日に、武蔵野市において「地上部街路に関する話し合いの会」の開催し、話し合いを始めております。以上をもちまして、この資料6の説明を終わらせていただきたいと思います。

(司会)

はい、ありがとうございました。それでは、ただいま説明がございました次第の4、東京の都市計画道路の概要と地上部街路の概要、経緯の説明について、大きく二つの説明があったわけですが、これにつきまして、ご意見、質疑等がございましたら挙手をして発言をお願いしたいと思います。はい、小林委員。

(小林)

9ページ目なんですが、平成18年の11月に沿線区市の要望に対して必要性の検証を行うと回答しましたと。18年の11月から3年以上が経過していると思うのですが、必要性の検証は3年間の間にどの程度進んだのか、教えてください。特に必要性の検証のなかには、当然のことながら、メリットはこういうこと、それからデメリットはこうだと、当然のことながら、そういった分析を踏まえたうえでの検証なんだろうと思いますが、なかなかその資料が見あたらないと、その辺の現在検討の途中なのか、それともまだ、公表してないだけなのか、その辺を含めてご享受いただければと思っております。宜しくお願いします。

(司会)

はい、ありがとうございます。今、小林委員の方から18年11月からもう3年も経っていると、その間、必要性について検証しているというふうに、書いてありますが、その間、どういった検証をしているのか、どなたかご回答をお願いいたします。  
はい、東京都さん。

(香月)

平成18年の11月で、本日は平成22年でございますが、この必要性の検証は、行う旨の回答ですが、引き続きまして、19年に今後とも住民のご意見を聴きながら、検討を進め、取り扱いをまとめていくという形で、このような沿線4区市で住民の話し合いの場をもちながら、東京都といたしましては、必要性やあり方についてのデータを出していき、検証を進めていきたいと思っております。

(司会)

はい、小林委員、関連でどうぞ。

(小林)

必要性の検証というのは、住民の話し合いの問題と並行して進めるべき問題であって、必要性の検証はどうであったと都側から説明し、それを聞きながら進めるべきものだろうと思っております。必要性の検証というのは、どちらかという、作業の話ですから、先ほどの話し合いのなかで、皆さんから意見を聴きながらという話とは別の話なんだろうと思うのです。基本的に、これこれこういう観点から分析していくと、必要性があります、メリットがあります、デメリットがでできます。で、それを元にして、住民の話し合いの場でも皆さんどうでしょうか？と。これが、大事な話です。沿線区市からの質問は的確だなと思っておりますし、それが、まだ3年も経って公表できるものはありませんというのは、大きな問題だと認識していますので、さらにご回答ください。

(司会)

今、小林委員の方から住民との話し合いを並行していくと話ではないのですか？ということですが、これにつきまして、東京都さんから回答ができれば宜しくお願いします。

(土屋)



必要性の部分の検証の現状、今の状況はとのご質問だったと思います。今、作業を継続しております。それで、今回、この後に議題として予定しております、地域の課題であるとか、それに関わるデータ等をご説明させていただいて、次回以降になるかと思いますが、その中でそれについての資料についてのご説明をさせていただこうとを、現状では考えております。

(小林)

デメリットの方も宜しくをお願いします。

(司会)

検証にあたっては、小林委員の方からメリット、デメリット、当然検証の対象になるであろうという発言がございましたので、その辺を含めて、今後これからご説明をいただく地域の現況や課題の整理、または、確認のなかで、整理をしながらその後そのような形で進められるかどうか、その辺はどうでしょうか？

(土屋)

今、申し上げましたように、今回、今日の予定としましては、この後の現状等についてご報告をさせていただくと。それで、次のところでは、必要性についての我々なりの検証になりますけども、それから、そのデメリットというのは、多分影響ということだと思しますので、それについても、あわせてご説明させていただければと思います。

(小林)

宜しくをお願いします。

(司会)

それで宜しいですか？

(小林)

はい、結構です。

(司会)

はい、黒木委員。

(黒木)

質問がありまして、4点ありますが、宜しいでしょうか。まず、8ページのところですが、この上から2行目のところですが、平成13年4月にここで全線地下構造の自動車専用道路とするイメージを提示しましたとありますが、実は今日渡した資料のなかに、用意していただいたのですが、同じパンフレットがございます。そのパンフレットの見るとですね、イメージではなく全線地下構造の自動車専用道路としますと言い切っているんです。これイメージというのはおかしいのではないかと思います。この時点で住民はしますといったことで地上部はなくなったというふうに思ったわけです。当時、石原知事も記者会見で「全部地下にします」と発言しています。ところが、その後で、地上部の話しが出てきたもので、住民としてはすごく納得いかないものだと思っているのです。まず、その一点でイメージではなく、自動車専用道路をしますと書いてあるので、これはイメージという言葉はおかしいのではないかと、意見を伺います。それから、9ページのところですが、平成17年1月地上部街路についての基本的な考え方を公表のところですが、3番目のところの代替機能を確保して都市計画を廃止すると書いてありますが、この代替機能というのがまだなんともわかりません。住民としてはわからないと思ってます。これについてどういったものを教えて下さい。そして、3点目ですが、平成19年の4月に高速道路の外環を高架方式から地下方式に都市計画変更をいたしましたところですが、二つ目のポチのところ、附属街路については外環の地下化に伴い、その機能が不要となることから廃止をしましたところですが、その機能が不要になった理由を教えてください。そして、4点目ですが、10ページのところですが、平成21年の対応の方針の公表についてですが、2番目の丸のところ、地域課題検討会でのご意見は、今後の地上部街路の検討に活かしていくこと、と書いてありますが、地域課題検討会では記録を残さなかったんです。そちらの方は、残したくないっておっしゃって、残さなかった記録をどうやってここに意見として活かしていくのかと、教えてください。その4点です。

(司会)

はい、今、黒木委員から4点質問がございました。先に回答させていただいて宜しいですか？それとも、準備が必要でしたら、先に糸井委員、関連で質問していただきたいのですが。

(糸井)

先ほどの黒木委員の代替機能の確保ということについて、よくわかりませんが、どういうものかと、質問があったと思うのですが、私はそれにプラスして、これはどのレベルの代替機能を言っているのか、あるいはどの範囲の代替機能という

言い方をしているのか、それから立場、元々は必要ないという形で、その交通なりを代替機能として考えたときに、たとえば、今、東京都では、河川の災害用の栈橋を作ったりしてますよね。そういうもので一部すでに代替している機能、つまり、舟運としてやっている機能もあると、そういうものが今後もっと増えていけば、極端に減ってきますから、全く必要ありませんという議論も出てくるというような意味でここでの代替機能というのは、どのレベル、どの範囲あるいはどのような時点で、考えているのかということも非常に重要なところなので、もう少し詳しく教えて下さい。

(司会)

糸井委員、どのレベルというのがどういった事、中身ですね、どのレベルなのかと、もう少し詳しくお願いします。

(糸井)

やるとかやらないとか、それから。

(司会)

すみません、マイク使っていただいていたいいですか。

(糸井)

ごめんなさい。東京都から出された資料は少なくとも直接的な交通量がどうか、そういうところだけですよね。だけど、本来この計画は昭和40年につくられたものですから、その時と今では社会的な背景は全く違う。経済にしても技術にしても、もろもろあるいは生活の価値観にしても随分大きく変わってきているところもありますから、これだけの費用をかけて、失礼、これだけの大掛かりな都市を変えていくということについては、本来、そういう広い意味から分析していくのが通常だと思うのですが、殊に道路の計画、建設については、ほとんどが直接的なことだけを考える、あるいは、政治的な意向によってつくられた、過去多かったですよね。そういうことを含めて、どのレベルかと、経済や社会や文化や生活、そういうところからも含めて考えて機能というものを考えるのかと、いろいろないろいろあると思うのですが。

(司会)

はい、わかりました。今、黒木委員から4点、それから糸井委員からプラスとしてその代替機能について、どのレベルで、また立場ですね、そういう意味で追加の質問がございました。二人の委員の質問にたいして、一緒に回答していただい

ればと思います。

(土屋)

まず、最初に計画のたたき台に関するイメージってということで、提示をしましたと言うことで、パンフレットでは、地下構造としますという記述で、そこがイメージではないのではないかというお話しだろうと思いますけども、まずこの外環の計画の見直しについては、平成13年のこの計画のたたき台が一番最初であります。この時点ではご案内のように高架構造ということで計画がなされておりました。そこで初めて地下構造という提案をさせていただいております。そのために、具体的に地下構造といっても、いろんな捉え方が出てくるということで、そのための地下にしたときのイメージというものをパンフレットにして、ご説明をするということでつくったものでございます。そういう意味で、パンフレットそのものについては、全体として地下を前提としたイメージを網羅した形にしておりますが、記述のなかに、そのときに地下構造にしますという記述になっているということでご理解いただければと思います。それから、平成19年の4月の附属街路について、廃止をしたその理由はとのことですが、6ページのところに断面がついております。それで、上の絵が武蔵野市で計画されてます外環の2が入った計画、それと東八道路から南に入った部分につきまして、附属街路ということにして、元々、高速道路の車線数が北と南とでは異なっておりました。南の部分につきましては、片側3車線の上下6車線ということで、高架構造で計画がなされていたということで、構造物ができることによって、当然自動車専用道路ですので、直接的な土地利用というか、出入りができない、そのために宅地への出入りを確保するというので附属街路という都市計画が同時に41年に計画決定されているということです。したがって、この高架構造の部分が地下構造になったということで、その出入りについては、従来の道路を使えば土地利用ができるわけですから、その機能が無くなったので廃止をしたということであります。それから、平成21年4月の対応の方針について、地域課題検討会でのご意見については検討に活かしていくということで、地域課題検討会で議事録そのものが無いのではないかと、ご指摘だったと思います。地域課題検討会ではそうなんですけど、その前に各グループごとにお話しをさせていただくなかで、外環の2につきまして、いろいろとご意見をいただいております。それにつきましては第1回の資料の中にそのときいただいた意見をご紹介させていただいたところであります。今後、この検討するにあたって、その部分についてこういう意見がありましたということ、この話し合いの具体的な検討にかかる関係の深いところでご紹介やご報告をさせていただきながら、このお話し会を進めていければと思っております。

(司会)

それから二つ目を宜しくお願いします。

(香月)

代替機能というものでございますが、外環の2は道路ネットワークの一部としまして、自動車交通の処理、防災性の向上、環境の確保、ライフラインの収容など多様な機能を発揮するとともに、地域の街づくりに寄与することを目的としています。それを目的としまして、都市計画決定された道路でございます。たとえば防災の視点でございますが、震災等の災害時に、この道路がなくても避難行動や地域への救済活動に支障がないか、もしくは、それらを可能とする代替機能が確保されているか、などといった観点からこれから検証を行う必要がございます。交通の視点ですが、例としましては地上部街路がないことによって、他の都市計画道路が混雑しないか、または生活道路に通過交通が侵入しないかを検証する必要がございます。環境の視点につきましては、例として、植樹帯の設置による街路樹の整備や緑のネットワークの形成が地上部街路以外の手段でどのように確保できるかを、今後検証するような形になっております。暮らしという視点ですが、例として、安全な歩行空間や自転車走行区間の確保やバスなどの公共交通の円滑化が地上部街路以外の手段で確保できるか、今後検討するようなこととなります。このような課題の解決にあたって、地元の抱える地域的や広域的な課題を解決するための、外環の2以外の方策が代替機能であると考えております。以上でございます。

(司会)

以上、2名の委員さんからの質問に対して、回答がございましたが、関連して質問がある方、挙手をお願いしたいと思います。はい、糸井委員。

(糸井)

今、地域的、広域的な対応というお話がありましたが、私が考えていたようなことが、入ってくると思いますので、結構、広いですね、これは。どうですか？結構、広く検討されるようになりますよね。広域的な対応というのは。暮らしにたいして、こういうものの基礎データというものなんかは、こちらが要望すれば当然、出てくるということで考えていいわけですか？

(司会)

続いて、黒木委員。関連で質問があれば、お願いいたします。

(黒木)

いいです。

(司会)

いいですか？ では、小林委員。

(小林)

代替機能の話ですが、先ほどお話しがあったのは、4つの観点からというお話でしたよね。防災、環境、交通、まちづくり、だったでしょうか。だけど、外環の2を廃止した場合、交通機能の代替機能を検討するのはわかるのですが、外環の2を廃止しても、この地域の環境とか、まちづくりとかを検討するということなのですか。この話し合いの場合を離れて、市全体としてこういったことを検討するということならわかるのですが、この住民との話し合いの中で検討するということなのですか。外環道ができることによって、現状から変わるのは交通機能だけですよね。だから、他は環境も多少の地下水が出てくるかもしれませんが、基本的にはここでの代替機能というのは、交通機能でなければおかしいなと感じるのですが。

---

## この間 削除

---

(司会)

河田さん、関連でお願いします。

(河田)

大きな異論を申し上げるわけではないのですが、司会の渡邊さんの言葉でちょっと行き過ぎると、この話し合いの会の審議に影響するかなと言うことがありましたので、一言申し上げたいと思うのですが。先ほどの方がおっしゃったかと思いますが、この会は、推進側の方と市民との間の話し合いだけじゃないんですね。委員同士の議論をさらに深めて本当の問題の核心を解明していくというのが、この会の目標だと思うのです。従って、私は、偶々今日の発言がかなり激しくなったというのはその通りなんですけど、ルールにのっとって紳士的な態度でおやりになる議論は決して疎外するものではないというようなことをちょっと司

会の方につけ加えて頂いた方がよろしいかと思うのです。よろしくお願い申し上げます。

(司会)

河田議員からちょっとご注意頂いたんですが、私は決してそういう意味で言ったのではなくて、各委員の意見は尊重すべきですよということであって、個人同士のさっきのような仕方は、これは慎むべきではないかということで申し上げたつもりでございます。誤解がございましたら。

(河田)

それは構わないわけですね。

(司会)

はい、委員同士のための話し合いですからそれは当然で、構わないです。ただ個人を特定してという話はちょっとご遠慮願いたいということでございます。それから、濱本委員からこの間の議事録については抹消すべきだというご提案がありました。それは司会に一任するということでございますけれども、私はぜひ抹消したいと考えているのですけれども、委員の皆さんはどうでしょうか。

(「賛成」との発言あり)

(司会)

抹消しても議事録案は出てきますので、それを見て頂いて、訂正、加筆等がございましたらやって頂きたいと思っております。事務局はそれでよろしいですか。できますか。はい。じゃそういうことでさせていただきます。意見が出てきて良かったと思っておりますけれども、もう少し先程、河田委員がおっしゃって下さったことをよくご理解頂いて、司会者の至らないところはお含み頂いてですね、進行を手伝っていただければと思っております。よろしくお願い申し上げます。他に意見はございますか。はい、東京都さん。

(土屋)

糸井構成員、小林さんからご質問がありましたが、糸井さんの方からは追加の資料の扱いはどうなのかというご質問だったと思うのですが、その前に広域、地域ごとに、現状等をまとめたものを用意はしておりますけれども、どの範囲かという話もございましたけれども一応、広域と考えているのは、外環の2が計画されている範囲、というように考えております。追加の資料の件につきましては、この話

し合いの内容等を踏まえて、皆さんでまずそういうものが必要かどうかの確認をしていただき、そのうえで、追加等のことに対応していきたいと思っておりますが、中身そのものが膨大なものだとか、どうしても、費用が膨大にかかってしまったりとか、そういうものについては一定限度となるかと思いますが、基本的にはできる範囲で対応したいと思っております。それから、小林さんから四つの視点と言っているが、道路というのは交通機能が中心になるのではないかという代替機能で考えたときに、確かに交通機能というところが中心になるかと思うのですが、一方で道路そのものは、交通の機能だけではなくて、防災の空間としての機能だとか、それから、緑化の空間だとか、それ以外の機能というものもあると。そうすると、そういうものに対する代替機能というものを検証していく必要があるかと考えております。

(司会)

古谷委員、どうぞ。

(古谷)

この経緯について、例えば、上田裁判があるように、この地上部のその他の機能ということは最初は一切、住民には知らされてなかった、しかも、石原さんが地下にする、みなさん安心してくださいと言ったのは、たしか武蔵野市でしたよね。武蔵野市の公園でやったと伺ったのですが。となると、武蔵野市の住民は地上部はなくなると、皆さん安心して下さい、トンネルにしますと記憶にあるんですが。というような問題が、あるということがまず一番最初の問題だと思うのですが。まだ上田裁判は答えは出ていませんが、少なくとも東京都からこの地上部がその他の機能があるということについての書類は、保存してないとか伺った気がするのです。最初の段階で。というあたりでは、少なくとも私たちと共有すべきことだと思っております。この話をする最初の前提ではないかと思っております。今までのこれらの説明の他に、ということです。

(司会)

関連して、濱本委員。

(濱本)

今、古谷委員が発言されましたので、それを一番にお聞きしようかと思っておりますが、それについて、私のわかっている範囲で、質問したいと思います。丁寧に説明します。一つは、この間の説明会で質問しましたので、再確認ですが、外環計画の路線名を質問したと思っております。そのときに、「高速道路都市計画外郭環



状線」というのが正式名称だということで、確認しました。それで、今、先ほどのなかでたたき台の資料もでていますが、この経緯の中でまず第一に外環の2は41年に決定されたと書いてありますが、「外環の2」はどこで決定されたのですか？私の記憶というか、いろいろ調べたなかでは、都市計画審議会ではそんなことは何も言ってない、それから、国の方も何も言ってない、外環の本線の決定したのは確かに、都市計画審議会だというのは聞いてます。それで、古谷委員が資料のことを色々述べましたが、なぜ外環の2という名前がつけられたのか、それが一番大きな基本的な問題だと思います。例えば、今の東京都の都市計画というのは、武蔵野3の4の12とか3の15とか、そういうことで、武蔵野の場合はそうです。東京都都内の場合は、補助230号とか補助231号とかいろいろあると思います。で、なぜ外環の2がそのとき外環の2と呼ばれたのか、それで、私が疑問をもっているのが、これから議論に入るとは思いますけども、外環の本線と外環の2というのは、私は一体の法律だと思っております。その理由は、先ほど土屋さんがご説明されたように、たたき台のなかでは外環の2なんてどこにも書いてないのです。外環本線と一緒にこの外環のことが書いてあるのです。外環の2なんて書いてないのです。外環の2と言い出したのは、確かに地図には書いてありますが、新聞とか報道とかでは、先ほど言ったように正式な路線名、高速道路都市計画外郭環状線という形で、外環の2とは誰も知らない。そういうなかで、やっているのに、これから色々様々な質問を致しますが、基本的にもし、私が言った呼称、それが正式名称だとするならばということと、たたき台の内容の説明と 今回の経緯のなかの外環の2というのは、どういう状況でできたのか。その資料、もし武蔵野市なり、東京都なりに国にあるのならば、お見せいただきたい。昭和41年ですから、皆さんお生まれになってるか、どうかと思うのですが、私たちはここでもう生活していたのですから、昭和41年は。だからそういうなかで、私がよく申し上げることですが、皆さんの経歴は5年か6年で竹の子のようにどんどん変わって、おそらく外環の本当の内容というのはわかってないと思うのです。もし、わかっているのなら、その外環の2の資料を見せていただきたい。それで、もしできるのなら、外環の都市計画審議会の委員会の議事録全部を出していただきたい。それから特別委員会の資料も。ほとんどそんなこと何も書いてないはずで、どこで外環の2を決定したのか、ここで決定したと確認できるものがあれば、私はそれを聞きたい。その資料をまず、出せるのか出せないのか、そこから始めたいと思います。本当は今ここで申し上げたくはなかったんですが、このような状態で議論に入ってしまったのでね。まずそこから始めないと、必要性の議論とは言えないと思います。で、そのなかで、必要だとか必要でないとか、住民がいろんな人がお話しすると思いますので、私もそこで一つ一つ区切って疑問等を申し上げたいと思いますので。時間が長くなる

ので、まずそこだけ質問させていただきたいと思います。

(司会)

はい、今後いろんな議論をする前提として、古谷委員、濱本委員から法的なことも含めてのお話だと思いますけども、これについて今日はだいぶ時間が経過してはいますが、今、答えられるような資料はお持ちですか？はい、では問題が少し大きいかと思いますので、少し時間をとるのであればまたやりたいと思いますが、回答できる範囲で、お願いいたします。

(土屋)

多分、すべてが答えられることにはならないかと思いますが、私の記憶している範囲でお答えいたします。まずは、審議会または特別委員会での資料の公表についてですけども、これは、公文書開示条例等の対象となっておりますので、そのままストレートに出すということは、多分難しいだろうと思います。したがって、我々の方で、その主要な部分について拾い上げて、それで資料にすることは可能かと思っておりますので、そのような対応をさせていただきたいと思いません。それから、都市計画審議会ではそもそも審議してないのではないかというお話がありました。この昭和41年7月30日、これは告示日でありますけども、この同じ日付で告示が3本同日付けで告示されております。その3本というのは都市高速道路外郭環状線、いわゆる通常、外環と言われているものです。それから、もう一つは、これは先ほど、経過のなかで触れましたが、昭和41年7月30日というのは、23区の環状六号線という、山手通りがありますが、そこから外側の部分の全体の一般街路の見直しをしております。その中で、外郭環状線の2については、位置づけをしておりますということで、決して審議会のなかで審議してないというわけではないということでございます。もう一つは、先ほど、ご質問等がございました附属街路についての告示ということで、同日付けで3つの告示がなされているということでございます。多分、特別委員会の議事の内容というのは、主体が高速道路に関する審議だったと思います。そう意味で特別委員会の議事の経過をたどったときにその外環の2についての記述はないではないかと思えます。これはいずれにしても、再度確認をしてみますので、次回、ご回答いたしたいと考えております。それから外環の2という都市計画道路名ですけども、これはどういうことかということ、東京の場合には、東京都市計画、23区内の都市計画の道路名とそれから、多摩部もちろん武蔵野市さんも含めてですけども、都市計画道路の呼び方と異なっております。多摩部につきましては、基本的に数字で表しております。例えば、3、1、11だとか、1番上の3は道路の種別を表します。自動車専用道か幹線道路か区画道路か、ということで数字が変わって

きます。ちなみに3は幹線道路ということです。それから、次の数字の1とか2とかでできますが、これは道路の幅員をあらわします。区分が正確に何mから何mが何番かというのは、記憶がありませんが、1番が広い幅員の都市計画道路のことです。最後の数字は通し番号です。同じ分類の中の通し番号で、数字が定められております。一方、23区内につきましては、これは歴史的な経過があるんだろうと、私も正確には存じませんが、放射、環状、補助という道路の構成になっております。そのなかで外郭環状線については、分類としては多分環状線の一部になると思いますけども、名称としては現在、使っております、外郭環状線の2という都市計画道路名をつけられております。以上であります。

(司会)

以上の説明がございました。ただ、この問題はこれからやっていくと延々となる可能性もございますので。では濱本さん、簡単に。

(濱本)

今の回答のなかで、決定は三つあったとのことでしたが、その都市計画の審議会で話されたと発言されましたが、私はP I外環沿線協議会の中で資料の開示依頼を行い、平成15年2月3日の一部開示決定ということで、石原知事の許可をもらって、全部読ませていただきました。都市計画審議会の内容は、そこには一切入っておりません。外環の2はどこかで決まったものかと思いますが、都市計画審議会では決定されていない。そういった決定した資料があるのでしたら、見せていただきたいと思います。これの答弁が出ていないので、あるのなら出してください。無いなら次回で結構ですので、答弁いただきたいと思います。

(司会)

宜しいですか？

(濱本)

で、もし出されるのなら、都市計画審議会の資料を一部開示していただけるなら、私の方でページ数を申し上げますから、それに基づいて見せていただきたいと思います。

(司会)

整理します。いろいろ古谷委員からも石原都知事の発言にかかわるもの、それから、濱本さんから大きく4点、質問がございまして、一定程度、お答えはいた

いておりますけども、まだ、残りがあるかと思えます。で、これは今から議論していきますと、大変な時間をとられていきますので、大変、司会の一任で申し訳ありませんが、これからの議事につきましては、4の次第についての質問は今日はこれで打ち切らせていただきたいと思います。5につきましては、時間の関係で次回にまわさせていただきますたいと、思っております。それでは、6のその他のところで、実は、古谷さんからのご要望もあって、資料等はあるのですが、これにつきましても、大変申し訳ないのですが、次回にまわさせていただきますたいと思えます。そういうことでございますので、そこまでは宜しいでしょうか。では、古谷さん。

(古谷)

多分時間がないだろうと思っていたので、私の提出した資料についての私の意見をまとめてきましたので、これは次回の資料として、追加させていただきます。

---

## この間 削除

(司会)

はい、河田委員。

(河田)

閉じる前に一言だけ。今日の資料6で多分、現在までの概況、概要及び経緯これを説明されたつもりでいらっしゃるのではないかと思うのですが、先ほどから何人かの委員が補足資料の提出だったり、質問をしまいいりました。私も読みましたけれども、これは本当にお経の文句ですね。ちっともバックデータも何にもついていないのです。それから、いついつ何で決まったかという、法律上の決定がこういう手順で行われたということも何にも書いてないですね。これはやはり、話し合いの会の資料としてはあまりにもお粗末ではないかと、こう思います。で、こんなんでは、言ってみれば、歴史の教科書を読んでいるような感じで、これが審議資料だとこれからもやっていたらかかると、何回やってもどんどん追加質問が出たり、追加資料の要求がでると思うのです。もう、言われる前から、きちっともう少し審議に堪える資料を用意してこれからはやっていたらきたいと、そう思います。以上です。

(司会)

はい、西村委員。

(西村)

資料の要望です。外環ジャーナルの4号を次回資料として、お願いできないでしょうか？お願いいたします。

(司会)

古谷委員からの要望と、西村委員からのお願いという形がありますが、どうでしょうか？

(香月)

はい、今回は、経緯という形でこのような歴史の本という形、本日お配りしたその地域の課題とか今後、そういう審議に堪える、あと皆様が意見を交わすことができるようなデータを出すように努めて行きたいと思っておりますし、あと、この構成員の方から、議論のなかで出てきたことのデータについては先ほど、土屋委員から言ったように、出せるものにつきましては、極力出していくという形で考えております。宜しくお願いします。外環ジャーナルにつきましては、これは国の方とも。

(古谷)

今すぐ出してください。

(香月)

すでに公開しているものでございますので、問題ないと思います。用意するような形で考えます。宜しくお願いします。

(司会)

それで宜しいですか？それでは時間も経過しておりますので、事務局の方から本日のまとめを宜しくお願いします。

(事務局)

それではまとめさせていただきます。まず開催の周知についてですが、各戸への配布ということで、可能な範囲をもう一度見直して、さらにコミセンの方々とも相談をさせていただきながら、対応させていただきます。それから議事要旨につきまして、検討して、次回以降回答する事項についても、整理していくと。また、提出した資料についても明記してまいります。これについて第2回分につきましては、修正させていただきます。さらに要旨につきましては、構成員の方々にも

事前に確認を行うこととします。これが今回決まったことです。それから、次第の4のなかで、途中になりましたが、当時の都市計画審議会の内容等は引き続き、確認してまた次回。また古谷さんからのご質問につきましても、また次回お答えするというところでございます。以上でございます。

(司会)

はい、ありがとうございました。何でしょうか？

(井部)

広報について。

(司会)

では、広報について、井部委員。これを最後にさせていただきたいと思います。

(井部)

今、コミセンに話をすると行ったけど、これについては、できれば市を通じて話をしていただきたいと。要するに市も一緒に巻き込んで話をしていきたいと。私どもがやらないと言っているわけではなくて、その経路として、市を通じて話をしてください。いかがですか？では、それで宜しくお願いします。

(司会)

はい、わかりました。今日は司会が初めてということで、至らない点多くて、不手際でなかなか議事が進まなかった点については、今後この次から努力してもう少し進められるようにやっていきたいと思います。それから先ほど、お願いしましたように、各委員さんには、なるべく個人を特定しての発言というのは、やらないように、今後お願いしていきたいと思います。委員の皆さま、それから傍聴にいらした皆さま、長い間、本当にありがとうございました。これからも続く話し合いの会ですので、一つ宜しくご協力のほどをお願いします。今日は本当に不手際がありまして、申し訳ございませんでした。失礼します。